

深谷市連合婦人会活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の地位向上や社会参画の促進を図るため、深谷市連合婦人会（以下「連合婦人会」という。）が実施する事業に対して、予算の範囲内で深谷市連合婦人会活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 対象団体は、連合婦人会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 連合婦人会が行う事業に関する調査、研究及び研修事業
- (2) 連合婦人会が行う講演会及び視察事業
- (3) 市内の婦人会の育成を支援すること
- (4) その他市長が特に認める連合婦人会事業

(交付申請)

第4条 連合婦人会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に事業費の積算書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、連合婦人会に対し通知するものとする。

(概算払い)

第6条 市長は、事業の進捗を図るため必要があると認められるときは、前条の規定による決定をした補助金の額のうち必要と認められる額で補助金の概算払いをすることができる。

(補助金の交付請求)

第7条 連合婦人会は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第3号)により提出するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 連合婦人会は、当該補助金に係る事業の内容、経費の配分を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに補助金変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更等承認通知書(様式第5号)により、連合婦人会へ通知するものとする。

(補助額)

第9条 補助事業に係る補助金額は、事業費の2分の1以内とし、予算の範囲以内において交付する。

2 補助金額は、434,000円を上限とする。

(実績報告)

第10条 連合婦人会は、当該補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助事業実績報告書(様式第6号)に事業の決算書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により連合婦

人会へ通知するものとする。ただし、第5条に規定する補助金交付決定通知書に記載された額と同じであるときは、この通知を省略することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

深谷市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話
団体名

深谷市連合婦人会活動補助金交付申請書

年度深谷市連合婦人会活動補助金の交付を受けたいので、深谷市連合婦人会活動補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

補助金申請額 円（総事業費 円）

- 1 事業の名称 _____
- 2 事業実施日 _____ 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- 3 事業実施場所 _____
- 4 参加予定人数 _____
- 5 事業の内容 _____

6 合同して実施する団体名 _____

7 事業費積算に関する書類 _____

* 規約・会則、決算資料を添付すること。（実施する団体すべて）

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



深谷市連合婦人会活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった深谷市連合婦人会活動補助金について、下記のとおり交付決定します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額

円

3 交付条件

(1) 補助金は、補助目的以外に使用しないこと。

(2) 補助事業者は、事業実施後14日以内に実績報告書（様式第6号）を作成し、市長に提出しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電 話
団体名

深谷市連合婦人会活動補助金等交付請求書

深谷市連合婦人会活動補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円

- 2 振込先
金融機関名
支店名
預金種別
口座番号
口座名義(ふりがな)

- 3 添付書類 補助金等交付決定通知書の写し

年 月 日

深谷市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電 話
団体名

深谷市連合婦人会活動補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業計画を下記
のとおり変更・中止・廃止したいので、深谷市連合婦人会活動補助金交付要綱第8条の規定
により申請します。

1 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後
変 更		
中 止		
廃 止		

2 変更（中止・廃止）理由

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



深谷市連合婦人会活動補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった深谷市連合婦人会活動に係る事業計画の変
更・中止・廃止については承認します。

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました補助金等について下記のとおり確定したので、深谷市連合婦人会活動補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等の交付確定額 金 円
- 3 補助金等の交付決定額 金 円
- 4 交付確定額と交付決定額の差額 金 円